

**特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設
資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針**

(案)

平成14年2月

三 重 県

はじめに

本指針は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)(平成12年5月31日公布、平成12年11月30日施行、以下「法」という。)第4条に基づき、国が第3条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」(平成13年1月17日)に即して、三重県における特定建設資材に係る分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して必要な事項を定めるものである。

《目 次》

はじめに

第1章 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の方向

1 基本理念

- (1) 基本的な理念
- (2) 建設資材に係る廃棄物、リサイクルの考え方

2 関係者の役割

3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

- (1) 地域の特性
- (2) 建築物の現状及び解体工事等の状況
- (3) 特定建設資材廃棄物の発生及び処理の状況
- (4) 特定建設資材廃棄物の発生見込み
- (5) 再資源化施設の立地状況
- (6) 再終処分場の立地状況及び処理能力
- (7) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向
- (8) 特定建設廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

4 特定建設資材以外の建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

- (1) 廃プラスチック
- (2) 廃石膏ボード

第2章 建設資材廃棄物の排出抑制のための方策

- 1 建設資材廃棄物の排出抑制の必要性
- 2 関係者の役割

第3章 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

- 1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標
- 2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策
 - (1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する基本的事項
 - (2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する具体的事項

第4章 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

- 1 再資源化により得られた物の利用についての考え方
- 2 関係者の役割
- 3 公共事業での率先利用

第5章 分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

- 1 知識の普及の必要性
- 2 学校・社会教育における普及方策
- 3 発注者及び受注者に対する普及方策

第6章 その他分別解体等及び再資源化等の促進等に関する重要事項

- 1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項
- 2 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制に関する事項

第1章 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向

1 基本理念

(1) 基本的な理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制、使用済建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。

このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずるべきである。

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクルの考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方は「循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）」における基本的な考えを原則とし、次の順に処理するものとする。

まず、

建設資材廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

次に、

建設資材廃棄物の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用を行うものとする。

による措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用（マテリアルリサイクル）を行うものとする。

が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃料の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについては、熱回収（サーマルリサイクル）を行うも第1案第1案のとする。

最後に上記の措置を行うことが出来ないものについては、可能な限り減量化のうえ適正に最終処分するものとする。

なお、発生した建設資材廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づいた適正な処理を行わなければならない。

2 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建設資材の製造に携わる者

端材の発生が抑制される建設資材の製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材など分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

(3) 発注者

元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行わなければならない。

(4) 元請業者

建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する明確な指示を行わなければならない。

(5) 建設工事を施工する者

建設資材廃棄物の発生の抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適確に実施しなければならない。また、施工上の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(6) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の再資源化等を適確に実施しなければならない。

(7) 県

法の適正な施行に関して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(8) 市町村

法の適正な施行に関して、国及び県の行う施策に必要な協力を行うものとする。

3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

(1) 地域の特性

自然環境

三重県は日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し東西約 80 km、南北 170 km の南北に細長い県土である。

県土は、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯地域と南側の外帯地域に分けられる。

内帯地域は東に伊勢湾を望み、北側には養老、鈴鹿、笠置、布引等の標高 700 ~ 800 m 級の山地・山脈が連なっている。

一方、外帯地域の南部はリアス式海岸が志摩半島から熊野市まで続き、西部には県内最高峰標高 1,695 m の日の出岳を中心に紀伊山地がそびえており、鳥羽志摩地域には神島、渡鹿野、間崎等の離島が点在している。

社会情勢

三重県の人口は、平成 12 年 10 月の国勢調査で 185 万 7,365 人で前回調査の平成 7 年に比べ 1 万 6,007 人 (0.9%) 増加した。

又、総世帯数は 63 万 6,442 世帯で前回調査に比べ 3 万 9,533 世帯 (6.6%) 増加した。人口分布については、津以北の北勢地域に 6 割の約 111 万人、松阪・南勢志摩地域については約 47 万人強、伊賀地域は約 18 万人、東紀州地域では 9 万人となっている。

県内の産業別人口割合は、製造業と卸売・小売・飲食業店に従事する人がいずれも約 22 万人と多く、次いでサービス業 (約 17 万人)、建設業 (約 7 万人) の順となっている。

経済状況

概況

平成 11 年度の本県の経済は、民間最終消費支出、一般政府最終消費支出がプラスとなり、県内総固定資産形成では改善の動きが見られた。一方 GDP デフレーターは下降傾向が続いたため、県内総生産は名目 6 兆 2,469 億円 (対前年度比 0.4% 減)、実質 6 兆 2,398 億円 (同 0.1% 増) となった。

県内総生産

平成 11 年度の県内総生産は 6 兆 2,469 億円で、原価焼却、間接税等を調整した県内要素所得 (純生産) は 4 兆 7,570 億円 (対前年度比 1.1% 減) であった。

産業別にみると第 1 次産業は、生産額 1,645 億円 (対前年度比 0.4% 減) で県内総生産に占める割合は 2.6% であった。

第2次産業は、生産額2兆6,283億円（対前年度比0.9%減）で県内総生産に占める割合は42.1%であった。

鉱工業が対前年度比5.9%増と3年ぶりにプラスに転じたものの、県内総生産の約3割を占める製造業が同0.6%減、建設業が同2.4%減と3年連続でマイナスとなった。

第3次産業は、生産額3兆6,603億円（対前年度比0.2%減）で県内総生産に占める割合は58.6%であった。

金融・保険業が対前年比6.1%増、電気・ガス・水道業が同0.8%増、サービス業が同0.2%増、卸売・小売業が同0.1%増となった一方、不動産業が同6.0%減、運輸・通信業が同0.5%減であった。

(2) 建築物の現状及び解体工事等の状況

既存建築物の現状

平成10年度住宅・土地統計調査によると、本県の住宅戸数は約60万戸で、そのうち木造住宅は45万戸を占めており、木造住宅率は76.1%で全国の64.4%を上回っている。

また、住宅の建築時期については、昭和20年以前に建てられたものが約4万戸、昭和21年～昭和45年が約12万戸、昭和46年～昭和55年と昭和56年～平成2年時はいずれも約15万戸となっている。

新築建築物の状況

建築統計年報によると、平成12年度の本県の年間着工建築物の延べ床面積は、3,257千㎡、棟数は14,844棟となっており、用途別では、居住系が55.1%を占め、鉱工業が16.1%、商業用が10.1%等となっている。

構造別では、鉄骨造が52.2%、木造が35.8%、鉄筋コンクリート造が9.1%等となっている。

建築主別では個人が49.7%、会社・団体が45.5%、公共が4.8%等となっている。

解体建築物の状況

本県の年間解体建築物の延べ床面積は、平成10～平成12の3カ年の平均で、木造が267千㎡、非木造が141千㎡となっている。

(3)特定建設資材廃棄物の発生及び処理の状況

排出量の現状

平成12年度建設副産物実態調査の結果によると、県内で排出した特定建設資材廃棄物の排出量は1,084千トンであった。これを発注区分別にみると公共工事からのものが760千トンで70.1%で民間工事及び建築工事からのものが324千トンで29.9%であった。

又、管内別排出割合については、北勢地域が約5割と多く、東紀州地域では全体の5%と少ない状況となっている。

リサイクルの状況

平成12年度建設副産物の実態調査では、建設資材全体の廃棄物についてのリサイクル率は90.9%で、このうち公共土木工事から発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊についてはそれぞれそれぞれ99%を上回るリサイクル率であった。一方、廃木材については58.5%とリサイクル率が低い状況であった。

(4)特定建設資材廃棄物の発生量の将来見込み

建築物の除去に伴う特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

平成12年度における発生量は、コンクリート塊256,000トン、アスファルト塊13,000トン、廃木材45,000トンの計314,000トンであった。

平成22年度における発生見込み量は、コンクリート塊542,188トン、アスファルト塊12,474トン、廃木材40,014トンの計594,676トンで対12年比1.9倍となるものと予測される。

建築物の新築に伴う特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

平成12年度における発生量は、コンクリート塊86,000トン、アスファルト塊10,000トン、廃木材21,000トンの計117,000トンであった。

平成22年度における発生見込み量は、コンクリート塊79,294トン、アスファルト塊9,670トン、廃木材18,750トンの計107,714トンで対12年度比0.92倍と予測される。

土木工作物の解体に伴う特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

平成12年度における発生量はコンクリート塊282,000トン、アスファルト塊468,000トン、廃木材20,000トンの計770,000トンであった。

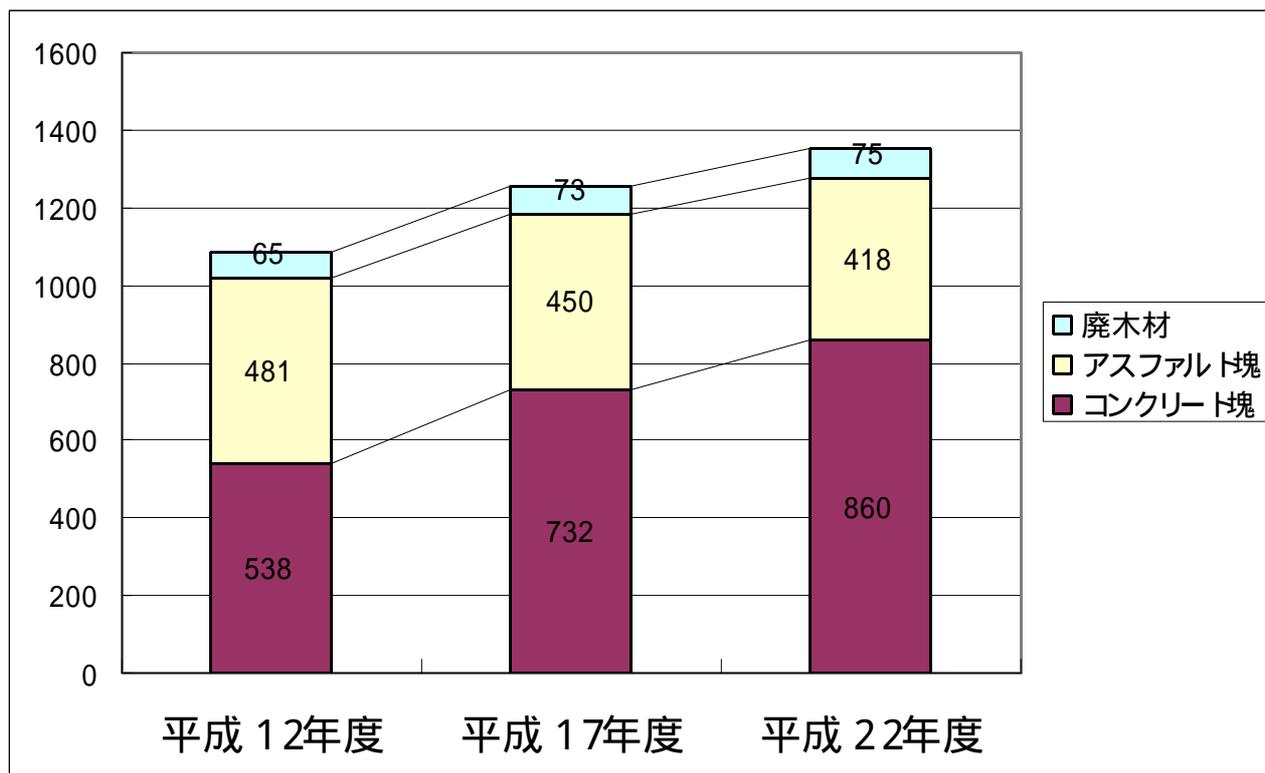
平成22年度における発生見込み量は、コンクリート塊239,000トン、アスファルト塊396,000トン、廃木材17,000トンの計652,000

000トンで、対12年度比0.85倍と予測される。

本県における特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

平成12年度における発生量は、コンクリート塊538,000トン、アスファルト塊481,000トン、廃木材65,000トンで計1,084,000トンであった。

平成22年度における発生見込み量は、コンクリート塊860,482トン、アスファルト塊418,144トン、廃木材75,764トンの計1,354,390トンで対12年度比1.25倍と予測される。



(5) 再資源化施設(中間処理施設)の立地状況及び処理能力

平成13年3月末現在で、処分業者が設置している中間処理施設の設置状況は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の破碎処理施設は59基で、1日当たりの処理能力は38,160tで、ほぼ県内全域に点在している。

一方、木材については、破碎施設が21基で、1日あたりの処理能力は2,704tであるが桑名、紀北地域には立地がない状況である。又、木材の焼却施設については15基で1日当たりの処理能力は1,815tであるが、志摩地域には立地がない状況となっている。

(6) 最終処分場の立地状況及び残余容量

平成13年3月末現在で、産業廃棄物最終処分場（産業廃棄物処分業者が設置している最終処分場）は、管理型処分場が5ヶ所、安定型処分場は13ヶ所で平成13年3月末現在の残余容量（推計値）は、124万m³となっている。

(7) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

基本的な考え方

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施する必要がある。

この技術は、さらに特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があるため建築物等に応じ解体工事等の建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、適切な施工方法により分別解体等を実施する必要がある。

また、特に施工にあたって大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を行う者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

対象建設工事の規模の基準

本県における対象建設工事の規模の基準は、次のとおりとする。

建築物の解体工事	延床面積	80m ² 以上（予定）
建築物の新築又は増築工事	延床面積	500m ² 以上（予定）
建築物の修繕・模様替	工事金額	1億円以上（予定）
建築物以外の解体又は新築工事	工事金額	500万円以上（予定）

なお、離島等再資源化の困難な地域については、極力、分別解体及び再資源化に努めるものとする。

(8) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

基本的な考え方

建設資材廃棄物の現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用する必要がある。

具体的には、対象建設工事以外の工事については、工事現場の状況等を勘案して、できる限り現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物については再資源化等を実施する必要がある。

なお、特定建設廃棄物の再資源化等を行うにあたっては、技術開発、関係者間の連携、必要な施設整備等を促進することが重要である。

再資源化施設へ搬入すべき距離の基準

本県における再資源化施設へ搬入すべき距離の基準は、次のとおりとする。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及びコンクリートと鉄からなるものについては、工事現場から再資源化施設までの距離に関わらず再資源化施設へ搬入するものとする。木材が廃棄物となったもの（「指定建設資材廃棄物」という。）については、工事現場から再資源化施設までの距離が50 km以下の場合には再資源化施設に搬入し、50 kmを超える場合には中間処理施設での焼却（縮減）で足りるとする。

なお、離島など再資源化等が困難な場合についても、極力再資源化に努めるものとする。

4 特定建設資材以外の建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。

また、それらの再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取り組みが行われることが必要である。

(1) 廃プラスチック

プラスチック製品は、建設工事に使用される量が多いことから、建築物の解体の急増に伴い、廃プラスチックの発生が急増すると予想されており、廃プラスチックの再資源化を促進する必要がある。このため、廃プラスチックの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取り組みが行われることが重要である。また、建設資材として使用される塩化ビニール管・継ぎ手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取り組みが行われ始めているため、関係者はできる限りこの取り組みに協力するよう努める必要がある。

(2) 廃石膏ボード

石膏ボードは、高度成長期以降建築物の内装材として広く利用されており、建築物の解体の急増に伴い、廃石膏ボードの発生が急増すると予想される。一方、紙と分離した石膏ボードは安定型最終処分場で埋立処分することができるが、紙が付着したものは管理型最終処分場で埋立処分しなければならないため、ひっ迫が特に著しい管理型最終処分場の状況を勘案すると、その再資源化を促進する必要がある。このため、廃石膏ボードの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取り組みが行われることが重要である。

また、石膏ボードの製造に携わる者により新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬及び再利用に向けた取り組みが行われているため、関係者はできる限りこの取り組みに協力するよう努める必要がある。

第 2 章 建設資材廃棄物の排出抑制のための方策

1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物の排出量は、全産業廃棄物に占める割合が大きい一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用し、最終処分量を減らすためには、まず建設資材廃棄物の排出を抑制することが特に重要である。

このためには、まず建築物等に係る建設工事の計画・設計段階から排出の抑制に取り組むことが極めて効果的であり、また、関係者が連携して排出の抑制のための取り組みを行うことが必要である。

2 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制にあたっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階から取り組みを行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建築物等の所有者

自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕し、建築物等の長期的使

用に努める必要がある。

(2) 建設資材の製造に携わる者

工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

(3) 建築物等の設計に携わる者

当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、規模その他建築物等に対する要求に対応しつゝ構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕が容易となるなど長期的使用に資する設計に努め、端材の発生が抑制される工法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

(4) 発注者

建築物等の用途、規模、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に伴って発生する建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

端材の発生が抑制される適正な工法及び建設資材の選択に努める他、端材の発生が抑制される施工、再利用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築に努める必要がある。

特に使用済みコンクリート型枠の再使用に努める他、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

(6) 県

自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むものとする。

(7) 市町村

自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むものとする。

第 3 章 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標

再資源化施設の立地状況が地域によって異なることを勘案しつつ、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後 10 年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成 22 年における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）は、次表の左欄に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率とする。

平成 22 年度における再資源化等の目標値

特定建設資材廃棄物	再資源化等率
コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ）	95%
建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ）	95%
アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	95%

特に県事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊については、平成 17 年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指すこととする。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化に必要なコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用が必要である。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的事項

コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリートの骨材等に利用することを促進する。

建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質マルチング材、木質ボード堆肥等の原材料として利用（マテリアルリサイクル）するものとする。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用（サーマルリサイクル）する。また、建設発生木材について再資源化ができない場合には、適切な焼却を行うことができる施設において焼却することにより縮減を行う。

また、再資源化の技術開発及び用途開発の動向を踏まえつつ、建設発生木材の再資源化施設等の施設の整備が必要である。

アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することとする。

また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することとする。

加えて アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、既存施設の効率的な稼働の推進に併せて、新たな施設整備が必要である。

第4章 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1 再資源化により得られた物の利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材廃棄物の再資源化により得られたものをできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り多く利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

(3) 発注者

建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り多く選択するよう努める必要がある。

(4) 建設工事を施工する者

建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り多く利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定性及び安全性を確保しなければならない。

(6) 県

法の適正な施行に関し必要な措置を講ずるほか、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づきリサイクル製品として認定された製品を率先して利用するよう努めることとする。

(7) 市町村

建設廃棄物の再資源化により得られたものを率先して利用するものとする。

3 公共事業での率先利用

県事業においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）」及び「三重県リサイクル製品利用推進条例」の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取り組みの先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

具体的には、土木構造物の裏込め材及び基礎材、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材及び基礎材等の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

木質コンクリート型枠材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボードの利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性・経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。

又、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性・経済性等適用性の検討を行いこれを踏まえ利用量の増大に努める。

さらに、その他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が図られるよう積極的に努める必要がある。

なお、県事業以外の公共事業においても、県事業における特定資材建設廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取り組みを行う必要がある。

第5章 分別解体・再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

1 知識の普及の必要性

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化によって得られた熱の利用の促進等とあいまって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

かかる意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な国民の協力が必要であることにかんがみ国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進の意義に関する知識について、広く国民への普及及び啓発を図ることとする。

2 学校・社会教育における普及方策

県及び市町村は学校、地域、家庭など、さまざまな場における環境教育、環境学習及び広報活動を通じて環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進の意義に関する知識について、広く県民への普及・啓発を図ることとする。

3 発注者及び受注者に対する普及方策

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者がこれらの義務を確実に履行することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、必要に応じて講習の実施、資料の提供その他の措置が講じられるものとする。

また、発注者が分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等の負担を確実に行うこと、発注者が再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、その知識を発注者に対して普及させるため、必要に応じて講習の実施、資料の提供その他の措置を講じるものとする。

第 6 章 その他分別解体等及び再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、建設工事の発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

このため、発注者は自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担しなければならない。

また、受注者には自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。加えて、県及び市町村は分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結することを県民に対し積極的に周知を図り、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担しなければならない。

2 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制に関する事項

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、「廃棄物処理法」「大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）」「ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）」「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制や周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、大気中への拡散または飛散を防止する措置を講じるものとする。

非飛散性アスベストについては、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講じなければならない。

P C B を含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにするため、建築物の解体に先立ち、これらは撤去され「廃棄物処理法」及び「ポリ塩化ビフェニール廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従っ

て適切に措置されなければならない。

資 料 編

各種図表

- | | |
|---------|------------------------------|
| 第 1 表 | 三重県の産業別人口 |
| 第 2 表 | 平成12年度実態調査数字（排出量） |
| 第 3 表 | 平成 1 2 年度再利用率 |
| 第 4 表 | 産業別県内総生産（億円） |
| 第 5 表 | 住宅の構造別戸数表 |
| 第 6 表 | 住宅の建築時期別表 |
| 第 7 表 | 除却建築物床面積表 |
| 第 8 表 | 品目別地域別建設廃棄物の発生状況 |
| 第 9 表 | 建築物解体工事の延床面積規模別捕捉率の推定結果 |
| 第 1 0 表 | 解体工事発生廃棄物と同量程度の廃棄物を発生させる新築工事 |
| 第 1 1 表 | H 1 2 センサス総量調査 工事金額別集計【三重県】 |
| 第 1 2 表 | 中間処理施設の立地状況及び処理能力 |
| 第 1 3 表 | 最終処分場の立地状況及び残存容量 |
| 第 1 4 表 | 木造の除却面積推計 |
| 第 1 5 表 | 非木造の除却面積推計 |
| 図 1 | 用途別床面積 |
| 図 2 | 構造別の床面積 |

特定建設資材廃棄物の将来発生見込み

- 1 建築物の除却に伴い発生する特定建設資材廃棄物の将来見込み
 - (1) 除却床面積の将来推計
 - (2) 原単位の推計
 - (3) 建築物の除却に伴い発生する特定建設資材廃棄物の推計
- 2 建築物の新築に伴って発生する特定建設資材廃棄物の将来発生見込み
 - (1) 着工面積の将来推計
 - (2) 原単位の推計
 - (3) 建築物の新築に伴って発生する特定建設資材廃棄物の推計
- 3 土木工作物の解体に伴って発生する特定建設資材廃棄物の将来発生見込み
 - (1) 土木工事の将来推計
 - (2) 土木工作物の解体に伴って発生する特定建設資材廃棄物の推計
- 4 本県における特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

がれき類（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊）、木くず
の 処理・処分 場一覧表

第1表 三重県の産業別分類人口

管内別	業種 農林・	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道	運輸・通信業	卸売・小売・飲食業	金融・保険業	不動産業	サービス業	合計
北勢県民局管内	1,067	470	31,741	115,195	1,429	24,048	96,295	7,658	3,149	68,773	349,825
桑名	405	349	6,669	32,492	233	3,334	22,100	1,828	744	18,442	86,596
四日市	218	53	18,034	49,206	1,056	14,484	50,819	4,379	1,526	33,648	173,423
鈴鹿	444	68	7,038	33,497	140	6,230	23,376	1,451	879	16,683	89,806
津県民局管内	1,497	83	13,967	27,587	858	6,660	39,424	5,253	1,419	34,030	130,778
松阪県民局管内	341	192	6,871	22,196	180	3,982	21,240	2,018	1,026	14,733	72,779
南勢志摩県民局管内	1,313	164	10,192	24,911	196	3,984	33,894	1,991	973	29,161	106,779
伊賀県民局管内	706	78	5,249	24,463	265	3,020	18,810	1,379	482	13,348	67,800
紀北県民局管内	369	175	2,199	3,271	202	787	5,880	579	120	4,050	17,632
紀南県民局管内	356	64	1,913	3,053	22	480	4,159	249	73	3,572	13,941
合	5,649	1,226	72,132	220,676	3,152	42,961	219,702	19,127	7,242	167,667	759,534

第2表 平成12年度実態調査数字（排出量）

（単位：千トン）

排出ヶ所 品目	土木工事						建築工事				計	総計
	公共土木					民間土木	新築		解体			
	国	公団・	都道府県	市町村・	その他		非木造	木造	非木造	木造		
コンクリート塊	17	8	97	155	277	5	86	0	115	55	256	538
アスファルト・コンクリート塊	40	7	119	297	463	5	10	0	3	0	13	481
建設発生木材	1	1	14	4	20	0	7	14	3	21	45	65
計	58	16	230	456	760	10	103	14	121	78	314	1084

第3表 平成12年度再利用率

（単位：％）

排出ヶ所 品目	土木工事						建築工事				計	総計
	公共土木					民間土木	新築		解体			
	国	公団・	都道府県	市町村・	その他		非木造	木造	非木造	木造		
コンクリート塊	100	100	100	98.7	99.3	100	98.8	100	98.2	99.2	99.3	
アスファルト・コンクリート塊	100	100	100	99.0	99.4	100	100	100	100	100	99.4	
建設発生木材	0	100	92.9	75.0	85.0		71.4	0	100	61.9	46.7	
計	98.3	100	99.5	98.6	98.9	100	90.1	0	100	53.4	86.4	

第 4 表 産業別県内総生産（億円）

	平成 9 年度	10	11	対前年度増加率（％）			構成比（％）		
				9 / 8	10 / 9	11 / 10	9	10	11
第一次産業	1,693	1,652	1,645	4.9	2.4	0.4	2.6	2.6	2.6
第二次産業	27,290	26,528	26,283	5.6	2.8	0.9	42.6	42.3	42.1
第三次産業	37,167	36,666	36,603	0.9	1.3	0.2	58.0	58.5	58.6
輸入税 その他 帰属利子	2,124	2,129	2,062	-	-	-	3.4	3.3	3.4
県内総生産	64,026	62,717	62,469	1.9	2.0	0.4	100.0	100.0	100.0

第 5 表 住宅の構造別戸数表

構 造	戸 数	割合（％）
木造（防火木造含む）	452,500	76.1
鉄骨鉄筋コンクリート造	119,200	20.0
ブロック造	2,300	0.4
その他	20,800	3.5
住宅総数	594,800	100

第 6 表 住宅の建築時期別表

時 期	住宅戸数（戸）
終戦前	40,900
終戦時～S25	13,600
S26～S35	35,300
S36～S45	72,100
S46～S55	148,200
S56～H2	147,100
H3～H10	130,500
不詳	6,900
住宅総数	594,800

資料：平成 10 年度 住宅・土地統計調査

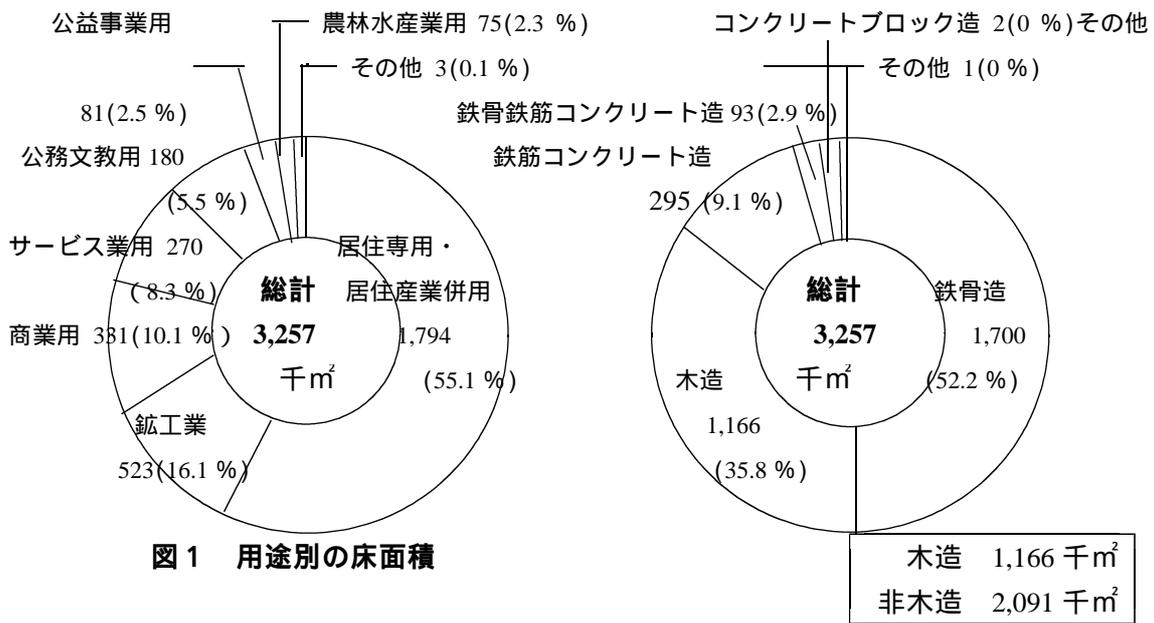


図2 構造別の床面積

資料：平成12年度 建築統計年報

第7表 除却建築物床面積表 単位：m²

年度	構造別	除却床面積	合計
H 1 0	木造	187,001	343,226
	非木造	156,225	
H 1 1	木造	354,332	476,623
	非木造	122,291	
H 1 2	木造	260,814	406,040
	非木造	145,226	
平均	木造	267,382	408,630
	非木造	141,247	

資料：平成10～12年度 建築統計年報

第 8 表 品目別・地域別建設廃棄物の発生状況 単位：トン

品目	種別	公共工事	民間工事等	計
アスファルト・コンクリート塊		463,000	18,000	481,000
北勢県民局				
	桑名	52,416	1,120	53,536
	四日市	87,984	1,880	89,864
	鈴鹿	57,096	1,220	58,316
津地方県民局				
松阪地方県民局				
南勢志摩県民局				
伊賀県民局				
紀北県民局				
紀南県民局				
コンクリート塊		277,000	261,000	538,000
北勢県民局				
	桑名	31,024	29,232	60,256
	四日市	52,076	49,068	101,144
	鈴鹿	34,071	32,103	66,174
津地方県民局				
松阪地方県民局				
南勢志摩県民局				
伊賀県民局				
紀北県民局				
紀南県民局				
建設発生木材		20,000	45,000	65,000
北勢県民局				
	桑名	2,240	5,040	7,280
	四日市	3,760	8,460	12,220
	鈴鹿	2,440	5,490	7,930
津地方県民局				
松阪地方県民局				
南勢志摩県民局				
伊賀県民局				
紀北県民局				
紀南県民局				
合 計		760,000	324,000	1,084,000

県民局別数量については、建設副産物12年度実態調査値を基に「平成9年度三重県産業廃棄物実態調査報告書」の県民局別排出割合を用いて乗じた数字を引用。

第9表

建築物解体工事の延床面積規模別補捉率の推定結果

(昭和39年から平成10年までの着工建築物の平成10年時点での残存(ストック)状況)

延床面積規模		合計	30㎡以上	70㎡以上	80㎡以上	90㎡以上	100㎡以上	
全国	棟数	非木造	11,578,368	10,333,135	8,730,745	8,205,968	7,686,707	7,167,432
		計	36,736,105	33,272,787	26,361,328	23,788,689	20,962,217	18,139,413
	延床面積 ㎡	木造	2,593,078,082	2,548,032,292	2,277,880,390	2,125,118,266	1,929,931,291	1,711,847,090
		非木造	4,430,709,335	4,406,008,882	4,325,931,510	4,286,814,582	4,242,959,980	4,193,784,452
		計	7,023,787,417	6,954,041,174	6,603,811,900	6,411,932,848	6,411,932,848	5,905,631,542
三重県	棟数	木造	403,869	373,337	297,433	265,911	223,630	180,527
		非木造	269,458	240,303	186,842	167,924	153,167	140,107
		計	673,327	613,640	484,275	433,835	376,797	320,634
	延床面積 ㎡	木造	40,801,196	40,178,271	36,334,999	33,979,176	30,399,041	26,315,854
		非木造	72,632,342	72,051,442	69,282,394	67,876,127	66,633,338	65,394,322
計	113,433,538	112,229,713	105,617,393	101,855,303	97,032,379	91,710,176		
全国%	棟数	木造	100%	91.20%	70.10%	61.90%	52.80%	43.60%
		非木造	100%	89.20%	75.40%	70.90%	66.40%	61.90%
		計	100%	90.60%	71.80%	64.80%	57.10%	49.40%
	延床面積 ㎡	木造	100%	98.30%	87.80%	82.00%	74.40%	66.00%
		非木造	100%	99.40%	97.60%	96.80%	95.80%	94.70%
計	100%	99.00%	94.00%	91.30%	87.90%	84.10%		
三重県%	棟数	木造	100%	92.40%	73.60%	65.80%	55.40%	44.70%
		非木造	100%	89.20%	69.30%	62.30%	56.80%	52.00%
		計	100%	91.10%	71.90%	64.40%	56.00%	47.60%
	延床面積 ㎡	木造	100%	98.5%	89.10%	83.30%	74.50%	64.50%
		非木造	100%	99.20%	95.40%	93.50%	91.70%	90.00%
計	100%	98.90%	93.10%	89.80%	85.50%	80.80%		

第10表 解体工事発生廃棄物と同量程度の廃棄物を発生させる新築工事

床面積	解体工事			
	70m ²	80m ²	90m ²	100m ²
廃棄物発生量	36t/棟	42t/棟	49t/棟	55t/棟

床面積	新築工事			
	400m ²	500m ²	600m ²	700m ²
廃棄物発生量	35t/棟	44t/棟	53t/棟	61t/棟

80m²の建物の解体により発生する廃棄物の量が、42t/棟（国土交通省調査による）に対応する、新築工事により発生する建設端材は、床面積500m²あたりの44t/棟が一番の直近値である。

第15表 H12 センサス総量調査 工事金額別集計【三重県】

金額		100万円 以上	500万円 以上	1千万円 以上	15百万円 以上
公共土木	工事件数	3,589	2,413	1,809	1,460
	アスファルト・コンクリート塊	222,352	216,346	206,769	191,903
	コンクリート塊(ト	95,613	90,657	83,946	77,484
	建設発生木材(トン	8,602	8,519	8,459	8,352
	3品目搬出量計(ト	326,567	315,522	299,174	277,739
民間土木	工事件数	439	283	176	139
	アスファルト・コンクリート塊	8,877	8,804	8,644	7,759
	コンクリート塊(ト	11,864	11,562	11,189	10,459
	建設発生木材(トン	670	616	589	570
	3品目搬出量計(ト	21,411	20,982	20,422	18,788
土木工事計	工事件数	4,028	2,696	1,985	1,599
	アスファルト・コンクリート塊	231,229	225,150	215,413	199,662
	コンクリート塊(ト	107,477	102,219	95,135	87,943
	建設発生木材(トン	9,272	9,135	9,048	8,922
	3品目搬出量計(ト	347,978	336,504	319,596	296,527
土木工事計 補足率(%)	工事件数	100.0	66.9	49.3	39.7
	アスファルト・コンクリート塊	100.0	97.4	93.2	86.3
	コンクリート塊	100.0	95.1	88.5	81.8
	建設発生木材	100.0	98.5	97.6	96.2
	3品目搬出量計	100.0	96.7	91.8	85.2

第12表 中間処理施設の立地状況及び処理能力

区分	コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊		廃木材			
	破碎施設		破碎施設		焼却施設	
	基数	処理能力 (t/日)	基数	処理能力 (t/日)	基数	処理能力 (t/日)
管轄建設部						
桑名	6	4304	0	0	2	1511
四日市	6	3392	6	1006	1	24
鈴鹿	6	3810	2	705	1	30
津	9	3882	3	159	1	23
久居	5	1908	2	8	2	24
松阪	4	2112	2	505	1	20
伊勢	6	3120	1	133	3	8
志摩	4	3160	2	12	0	0
伊賀	8	10000	2	168	2	146
紀北	3	1808	0	0	1	24
紀南	2	664	1	8	1	3
合計	59	38160	21	2704	15	1813

注) 処理能力は小数点以下4捨5入

資料: 県廃棄物対策課

第13表 最終処分場の立地状況及び残余容量

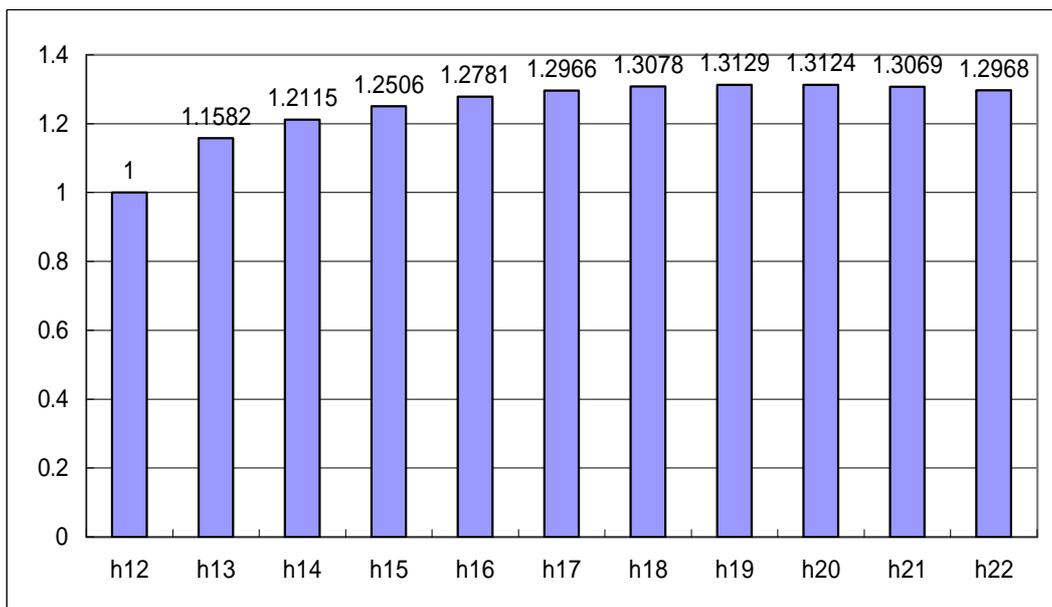
区分 管轄建設部	管理型処分場		安定型処分場	
	施設数	容量m ³	施設数	容量m ³
桑名	0		2	88,527
四日市	2	2,812,021	4	1,788,034
鈴鹿	0		2	540,763
津	0		1	17,710
久居	0		1	19,499
松阪	0		0	
伊勢	0		0	
志摩	0		2	77,849
伊賀	3	3,562,379	1	319,566
紀北	0		0	
紀南	0		0	
合計	5	6,374,400	13	2,851,948

注) 処理能力は小数点以下4捨5入

資料: 県廃棄物対策課

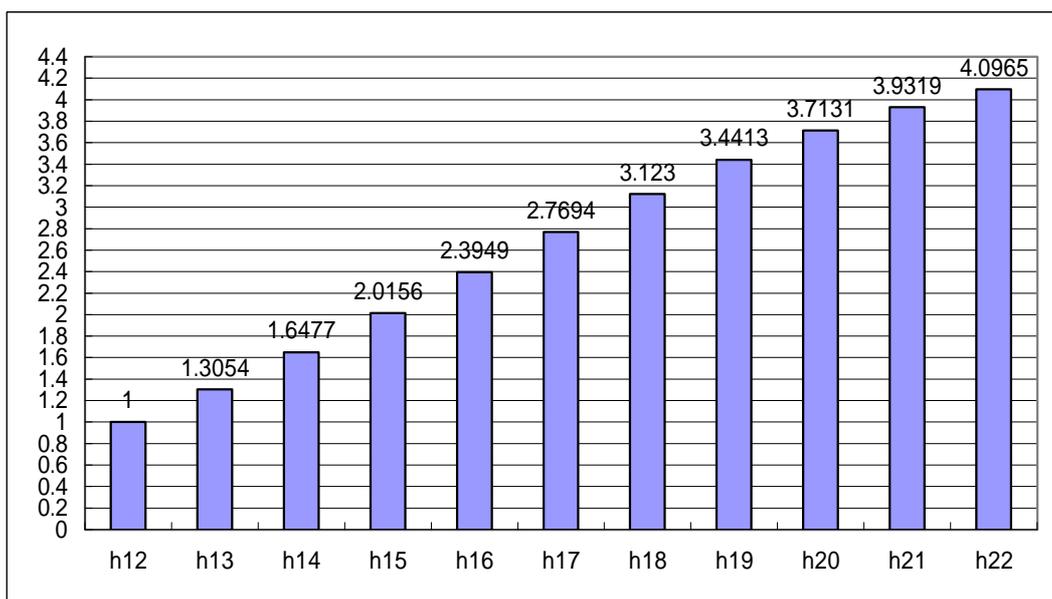
第14表

木造の除却面積推計



第15表

非木造の除却面積推計



1 建築物の除却に伴い発生する特定建設資材廃棄物の将来発生量見込み

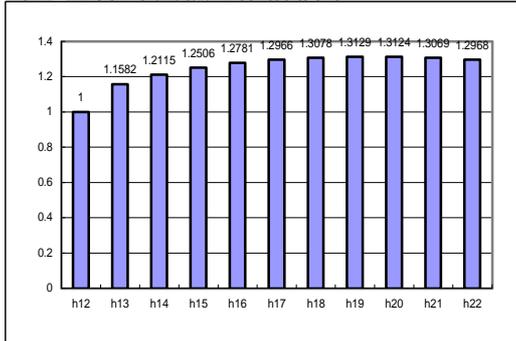
(1) 除却床面積の将来推計

年度ごとの建築着工床面積の統計が残っている昭和39年度以降の各年ごとの建築着工床面積に廃棄確率を乗じて算出した、その年度の除却面積推計倍率を平成12年度の実値を乗じて求める。

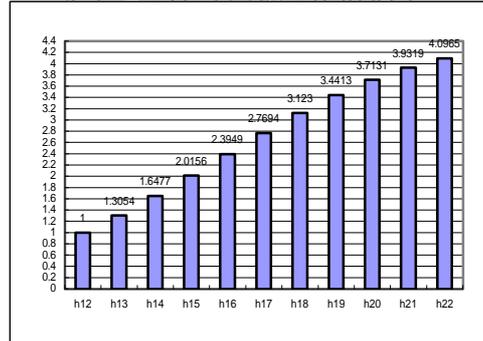
廃棄確率：国土交通省「建設リサイクル法制定関係データ」より引用
木造31年、非木造37年を最大10%とする正規分布関数

$$\text{除却面積の推計値} = \text{平成12年度の実績着工床面積} \times \text{廃棄確率より算出した推計倍率}$$

木造の除却面積の推計倍率



非木造の除却面積の推計倍率



以上から平成17年と平成22年の除却面積を求める

〔平成12年度〕

木造 = 260,814m² 261千m²
非木造 = 145,226m² 145千m² 計406千m²

〔平成17年度〕

木造 = 261千m² × 1.2966 338千m²
非木造 = 145千m² × 2.7694 402千m² 計740千m²

〔平成22年度〕

木造 = 261千m² × 1.2968 340千m²
非木造 = 145千m² × 4.0965 594千m² 計934千m²

(2) 原単位の推計

特定建設資材別の原単位（床面積1m²当たりの資材別発生量）は平成12年度の建設床面積と廃棄物発生量から求める

木造の原単位

	平成12年度発生量	平成12年度除却面積	原単位	単位：トン/m ²
コンクリート塊	55,000	260,814		0.211
アスファルト塊	0			0
廃木材	21,000			0.081

非木造の原単位

	平成12年度発生量	平成12年度除却面積	原単位	単位：トン/m ²
コンクリート塊	115,000	145,226		0.792
アスファルト塊	3,000			0.021
廃木材	3,000			0.021

(3) 建築物の除却に伴い発生する特定建設資材廃棄物の推計

将来のある年度に発生する廃棄物の発生量は(1)で推計した除却面積に(2)で推計した原単位を乗じて推計する。

$$\boxed{\text{廃棄物の発生量}} = \boxed{\text{除却面積推計値}} \times \boxed{\text{資材ごとの原単位}}$$

平成17年度と平成22年度の特定建設資材廃棄物ごとの発生見込み量は次のとおりと推計される

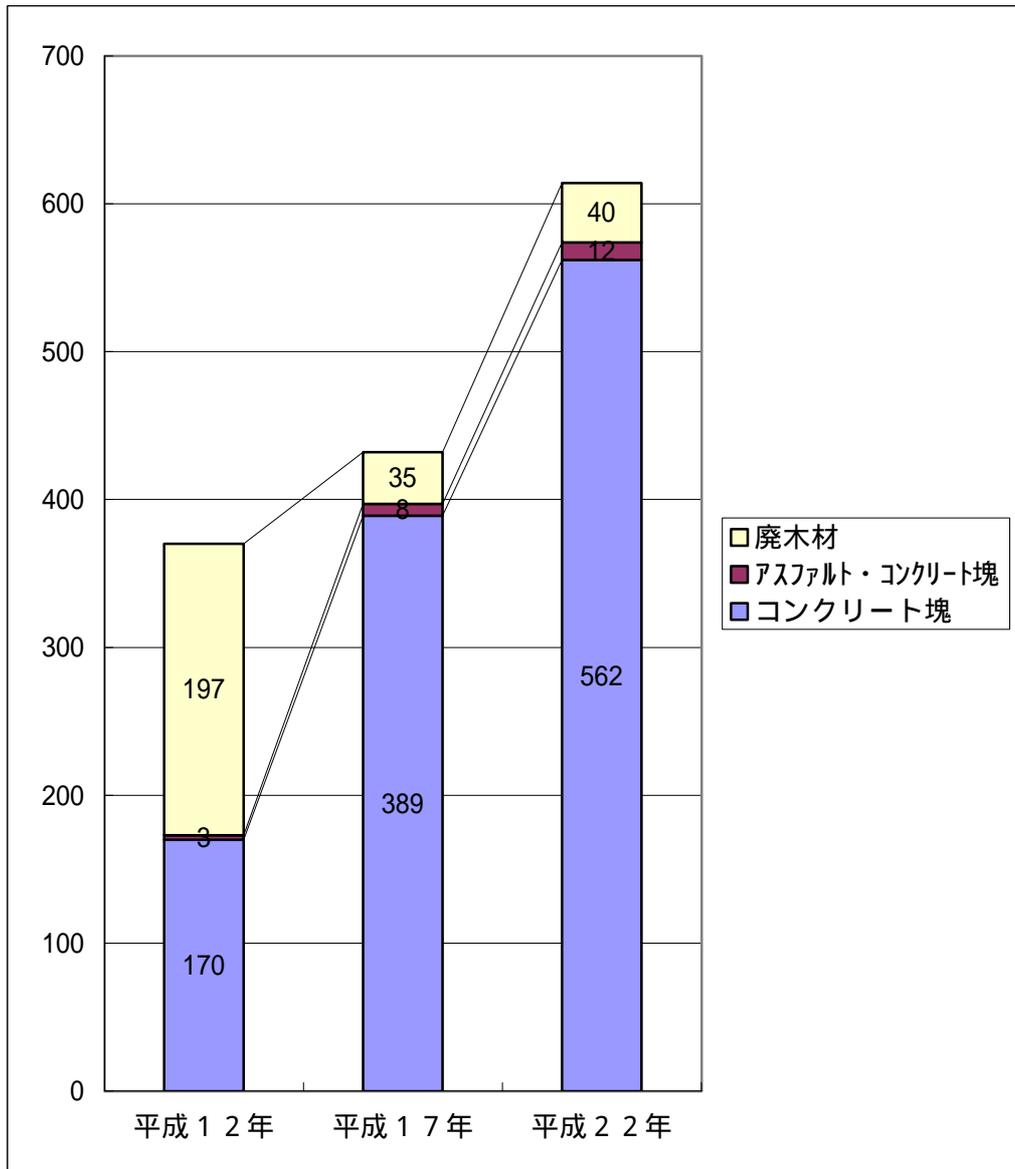
〔平成17年度〕

コンクリート	木造	$338,000\text{m}^2 \times 0.211\text{トン} / \text{m}^2 = 71,318\text{トン}$
	非木造	$402,000\text{m}^2 \times 0.792\text{トン} / \text{m}^2 = 318,384\text{トン}$
		計389,702トン
アスファルト・コ	木造	$338,000\text{m}^2 \times 0\text{トン} / \text{m}^2 = 0\text{トン}$
	非木造	$402,000\text{m}^2 \times 0.021\text{トン} / \text{m}^2 = 8,422\text{トン}$
		計8,442トン
廃木材	木造	$338,000\text{m}^2 \times 0.081\text{トン} / \text{m}^2 = 27,378\text{トン}$
	非木造	$402,000\text{m}^2 \times 0.021\text{トン} / \text{m}^2 = 8,422\text{トン}$
		計35,820トン

〔平成22年度〕

コンクリート	木造	$340,000\text{m}^2 \times 0.211\text{トン} / \text{m}^2 = 71,740\text{トン}$
	非木造	$594,000\text{m}^2 \times 0.792\text{トン} / \text{m}^2 = 470,448\text{トン}$
		計542,188トン
アスファルト・コ	木造	$340,000\text{m}^2 \times 0\text{トン} / \text{m}^2 = 0\text{トン}$
	非木造	$594,000\text{m}^2 \times 0.021\text{トン} / \text{m}^2 = 12,474\text{トン}$
		計12,474トン
廃木材	木造	$340,000\text{m}^2 \times 0.081\text{トン} / \text{m}^2 = 27,540\text{トン}$
	非木造	$594,000\text{m}^2 \times 0.021\text{トン} / \text{m}^2 = 12,474\text{トン}$
		計40,014トン

推計の結果



建築物の除去に伴う廃棄物の将来発生見込みは、平成22年度において平成12年度3倍となった。増加分はほとんどがコンクリート塊の増加であった。これは、昭和40年代以降に建設した非木造建築物が急増し、ちょうど平成22年頃のピーク時に重なるためと推定される。

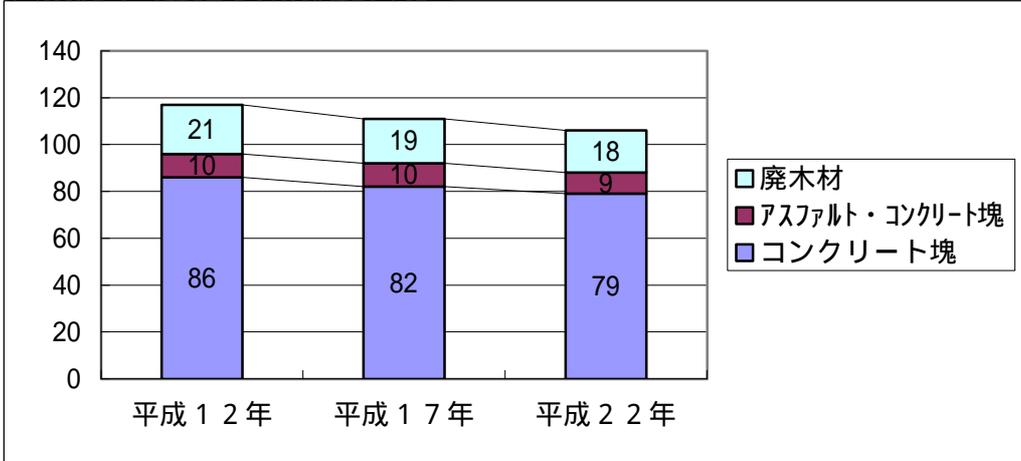
2 建築物の新築に伴って発生する指定建設資材廃棄物の将来発生量見込み

(1) 着工床面積の将来推計

(財)建設経済研究所の「建設市場の中長期予測」(平成13年5月発行)によれば、民間住宅(木造)と民間非住宅とを合わせた2000年度(平成12年)の投資額は30.7兆円、また2010年(平成22年)における同投資額は28.4兆円で、対2000年度比2.3兆円の減、7.5%の減と予測している。

着工面積の将来推計については、この率を適用して推計するものとする。平成17年度推計については、平成12年～平成22年年度の中間年であるので $7.5 \times 1/2 = 3.75\%$ 減とする。

建築物着工に伴う廃棄物の推計値



3 土木工作物の解体に伴って発生する特定建設資材廃棄物の将来発生見込み

(1) 土木工事の将来推計

(財)建設経済研究所の「建設市場の中長期予測」(平成13年5月発行)によれば、政府建設投資と民間土木と合わせた、2000年度(平成12年度)の投資額は41.0兆円、また2010年度(平成22年度)における同投資額は34.7兆円対2000年度比6.3兆円の減、15.3%の減と予測している。

	平成12年	平成17年	平成22年
政府建設投資額(兆円)	31.7	29.75	27.8
民間土木(兆円)	9.3	8.10	6.9
計	41.0	37.85	34.7
伸び率(対H12比)		-7.65%	-15.30%

(平成17年度は内数で求めた。)

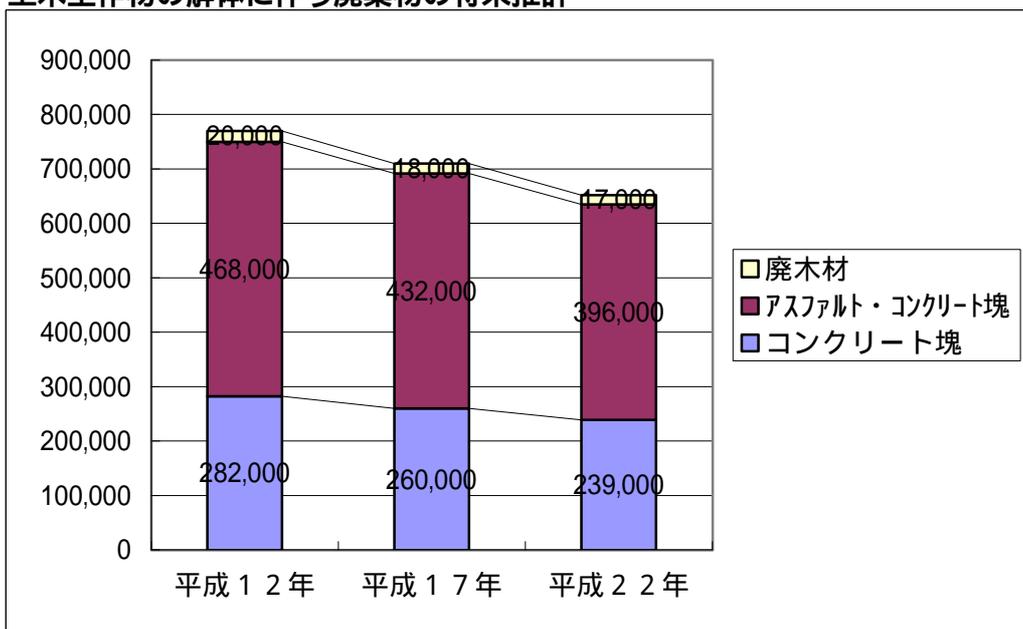
(2) 土木工作物の解体に伴って発生する特定建設資材廃棄物の推計

土木工作物の解体による将来の廃棄物発生量は、(1)で求めた伸び率を平成12年度の廃棄物別発生量に乗じて推計する。

木造の原単位

	平成12年	平成17年	平成22年
コンクリート塊	282,000	260,000	239,000
アスファルト塊	468,000	432,000	396,000
廃木材	20,000	18,000	17,000
計	770,000	710,000	652,000

土木工作物の解体に伴う廃棄物の将来推計



4 本県における特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

以上の結果から、本県における特定建設資材廃棄物の発生見込みは次のとおりと推計される。

コンクリート塊

単位：トン

	平成12年	平成17年	平成22年
建築物除却分	170,000	389,702	542,188
建築物新築分	86,000	82,533	79,294
土木工作物解体分	282,000	260,000	239,000
計	538,000	732,235	860,482

アスファルト・コンクリート塊

単位：トン

	平成12年	平成17年	平成22年
建築物除却分	3,000	8,442	12,474
建築物新築分	10,000	10,065	9,670
土木工作物解体分	468,000	432,000	396,000
計	481,000	450,507	418,144

廃木材

単位：トン

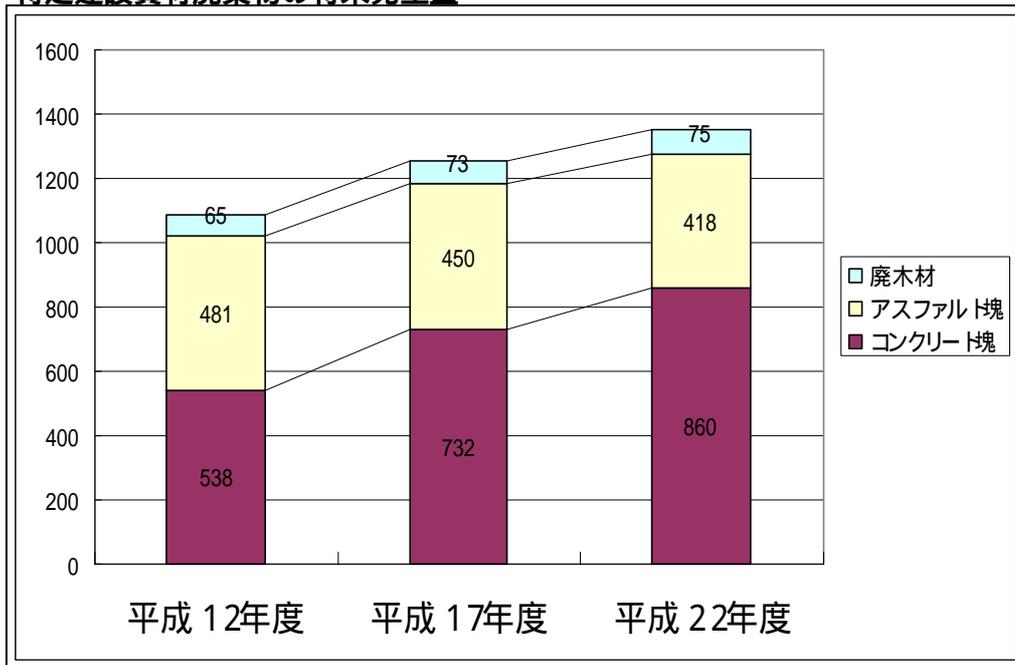
	平成12年	平成17年	平成22年
建築物除却分	24,000	35,820	40,014
建築物新築分	21,000	19,503	18,750
土木工作物解体分	20,000	18,000	17,000
計	65,000	73,323	75,764

特定建設資材廃棄物資材別発生量推計値 (+ +)

単位：トン

	平成12年	平成17年	平成22年
コンクリート塊	538,000	732,235	860,482
アスファルト・コンクリート塊	481,000	450,507	418,144
廃木材	65,000	73,323	75,764
計	1,084,000	1,256,065	1,354,390

特定建設資材廃棄物の将来発生量



NO	許可番号	許可年月日	名称	電話番号	郵便番号	所在地	営業の種類	木くず	がれき類	備考	許可期限	業務番号	事務所番号	固有番号
1	2421055793	H10.9.14	北酒リサイクル流通センター	0594-48-6043	5110123	三重県桑名郡多度町大字北猪飼				1 中	15.9.13	2	1	55793
2	2421051654	H9.12.26	諸岡建設(株)	0593-96-0059	5101324	三重県三重郡菟野町大字田光457-2 (施)三重郡菟野町大字田光240-1 員弁郡藤原町大字鼎字黒尾 三重県三重郡川越町大字亀崎新田				中	14.12.25	2	1	51654
3	2421044852	H8.12.20	松岡建設(株)	0593-65-2171	5108114	5 1 - 1 (施)桑名市大字東金井字掛樋				中	13.12.19	2	1	44852
4	2421029073	H11.11.20	(株)出口組	0594-46-2400 03-5512-5166 (営)0594-46-2511	5110437	三重県員弁郡北勢町大字垣内7 3 2 - 1 東京都千代田区西神田 3 - 8 - 1 (営)〒511-0515				中	16.11.19	2	1	29073
5	2421007084	H11.5.9	太平洋セメント(株)		1010065	員弁郡藤原町大字東禅寺 1 3 6 1				中	16.5.8	2	1	7084
6	2421007009	H13.8.1	(株)旭興業			三重県員弁郡東員町笹尾東 3 三重県桑名郡長島町大字平方318 (施)桑名郡長島町大字白鷄				中	18.7.31	2	1	7009
7	2421004753	H9.3.21	名星ディストラクト(株)	0594-42-0711	5111147	2 3 6 - 3 . 4 . 東京都中央区京橋 1 - 1 9 - 1 1 (施)員弁郡東員町大字築紫字東 与次右衛門 2 2 9 (施)北牟婁郡海山町大字船津字 福荷堂 2 5 1 1 (施)鈴鹿市住吉町字石塚6722-58				中	14.3.20	2	1	4753
8	2421000220	H11.12.20	日本舗道(株)	03-3563-6732 (営)0594-74-2171	1040031	三重県桑名市蓮花寺 1 6 3 5 - 5 (施)〒511-0844				中	16.12.19	2	1	220
9	2441001003	H9.6.10	(株)ケー・イー・シー	0594-23-5676	5110854	桑名市大字福岡町 4 7 3 - 7 三重県四日市市小牧町 1 1 7 7 - 1				中	14.6.9	4	1	1003
10	2422060929	H11.5.18	片岡 重利	0593-39-1187	5121303	1				中	16.5.17	2	2	60929
11	2422059839	H11.10.7	(株)ロンビック	0593-46-8231	5100851	三重県四日市市塩浜町1-69 (施)四日市市大字日永中浜 1 4 三重県四日市市川原町 3 2 - 1 (施)鈴鹿市上田町字桐棒 1 8 2 - 2 外				中	16.10.6	2	2	59839
12	2422049411	H9.7.3	朝日土木(株)	0593-31-1146	5100874	2 外				中	14.7.2	2	2	49411
13	2422048053	H9.12.2	(株)ウエスギ クリーンサービス	0593-65-6800	5108002	三重県四日市市天カ須賀新町 1 - 3 2 愛知県名古屋市中区三番町				中	14.5.21	2	2	48053
14	2422028236	H11.6.9	フルハシ工業(株)	052-661-1565	4560056	4 - 2 8 (施)三重郡川越町大字亀崎				中	16.6.8	2	2	28236
15	2422025040	H12.2.9	山泰建設(株)	0593-29-2510	5121105	三重県四日市市水沢町 1 6 6				中	17.2.8	2	2	25040
16	2422019183	H11.5.24	マルヤス(株)	0593-33-4056	5100805	- 2 6				中	16.5.23	2	2	19183
17	2422002261	H10.8.10	(株)高野環境 リサイクルセンター	0593-26-6043	5121211	三重県四日市市桜町 7 3 4 6 - 1 三重県四日市市市場町 2 8 7 9 (施)〒510-1302				中	15.8.9	2	2	2261
18	2422001462	H11.7.11	三総土木(有)	0593-39-0981	5121302	四日市市場字樋口 2 8 7 9 - 1 1				中	16.7.10	2	2	1462
19	2422000296	H10.4.13	(株)ウエスギ物産	0593-65-6800	5108002	3 2 三重県安芸郡河芸町大字上野3258 (施)四日市市小山市大字大谷3244 (施)多紀郡宮川村大字小切畑字 泉沖 1 7 外 7 3 筆				中	15.4.12	2	2	296
20	2442038878	H8.9.30	(財)三重県環境保全 事業団	059-245-7505	5100304	三重県鈴鹿市東玉垣町 5 0 0 - 7 6				中	13.9.29	4	2	38878
21	2423056554	H11.12.10	(有)大邦興業	0593-82-3960	5130814	6				中	16.12.9	2	3	56554
22	2423043087	H8.10.18	中部コンテック(株)	0593-82-5155	5130816	1 三重県鈴鹿市五祝町 1 7 8 0 (施)鈴鹿市越知町字船ヶ谷1049-				中	13.10.17	2	3	43087
23	2423037896	H12.11.28	(有)伴建材	0593-72-2193	5191103					中	17.11.27	2	3	37896
24	2423016124	H11.3.18	鈴鹿リサイクル センター(有)	0593-78-5150	5130825	三重県鈴鹿市住吉町 8 4 2 9				中	16.3.17	2	3	16124

25	2423008574	H12.2.24	吉田工業(株)	05958-2-0144	5190117	三重県亀山市北山町5-19 (施)亀山市中庄町字猪後瀬648外 ：焼却・破碎 (施)上野市大野木大字山辻2649 ：焼却	中		焼却	H15.9.13	2	3	8574
26	2423008574	H12.2.24	吉田工業(株)	05958-2-0144	5190117	三重県亀山市北山町5-19 (施)亀山市中庄町字猪後瀬648外 ：焼却・破碎 (施)上野市大野木大字山辻2649 ：焼却	中		破碎	H15.9.13	2	3	8574
27	2424077888	H13.7.9	中勢林業(株)	059-234-2121		三重県津市雲出本郷町松縄1 4 1	中		破碎	H18.7.8	2	4	77888
28	2424055073	H10.8.19	(有)大栄総業	059-267-0077	5142314		中		焼却	H15.8.18	2	4	55073
29	2424035800	H10.11.30	(株)南山建設	059-228-4497	5140821	三重県津市垂水2579-6	中		破碎：同場所	H15.11.29	2	4	35800
30	2424029872	H12.7.6	仙人掌産業(有)	059-223-4701	5140011	三重県津市高洲町767 (施)津市高洲町731-1他	中		破碎	H17.4.16	2	4	29872
31	2424025041	H12.11.28	(株)芸濃	059-265-4044	5142211	三重県安芸郡芸濃町棕本3905 -1(施)安芸郡芸濃町棕本35	中		破碎	H17.11.27	2	4	25041
32	2424010619	H10.11.26	(株)大藤産業	059-234-5130	5140304	三重県津市雲出本郷町字榎縄 1805-13	中		破碎	H15.11.25	2	4	10619
33	2424010616	H10.11.21	(株)東海通信資材サービス	052-263-5272 (営)059-234-6176	4600012	愛知県名古屋市中区千代田 2-15-18名古屋通信ビル (施)〒514-0817 津市高茶屋6-10-10	中		破碎	H15.11.20	2	4	10616
34	2424004016	H10.6.16	(有)武智建設	059-225-4500	5140821	2 1	中		破碎	H15.6.15	2	4	4016
35	2424002507	H11.4.26	(株)伊勢組	059-225-2902 03-3405-1811	5140823	三重県津市大字半田403-3 東京都港区六本木七丁目3-7 (施)安芸郡芸濃町大字棕本字 目細5522-17	中		破碎	H16.4.25	2	4	2507
36	2424000881	H12.9.29	東亜道路工業(株)	059-265-2336	1060032	三重県安芸郡河芸町大字中瀬35 (施)安芸郡河芸町東千里北新田 905-5	中	○	破碎	H17.5.23	2	4	881
90	2424029060	H12.3.5	(株)神田組	059-245-0132	5100308	三重県久居市明神町1180 (施)久居市森町字上大谷2306 (施)久居市木造町2500 (施)一志郡嬉野町大字 見永古屋	中		破碎	H17.3.4	2	4	29060
37	2425013366	H11.1.19	(株)岡山興業	059-255-6391	5141101	三重県一志郡一志町小山868 三重県久居市榎原町15080 三重県久居市榎原町15080 三重県津市高茶屋小森町字新田	中		破碎	H14.1.30	2	5	13366
38	2425009389	H10.10.8	(有)吉住建設	059-255-3067	5141115	三重県一志郡嬉野町大字井之上 413-2	中		破碎	H15.10.7	2	5	9389
39	2425006013	H13.4.30	(株)三重中間処理センター	05984-3-2821	5152351	三重県一志郡一志町小山868 三重県久居市榎原町15080	中		選別	H18.4.29	2	5	6013
40	2425004012	H10.6.11	(株)林組	05929-3-0069	5152514	三重県久居市榎原町15080	中		破碎	H15.6.10	2	5	4012
39	2425003306	H10.5.20	杉田土木(株)	059-252-0533	5141251	三重県久居市榎原町15080	中		焼却	H15.5.19	2	5	3306
41	2425003306	H10.5.20	杉田土木(株)	059-252-0533	5141251	三重県久居市榎原町15080 三重県津市高茶屋小森町字新田	中		破碎	H15.5.19	2	5	3306
42	2424064800	H11.10.7	(株)ハイパーツ三重	059-238-0135	5140817	2892-75 (施)久居市戸木町字下立石 三重県津市高茶屋小森町字新田 28	中		溶融固化	H16.10.6	2	4	64800
43	2424064800	H11.10.7	(株)ハイパーツ三重	059-238-0135	5140817	92-75 (施)久居市戸木町字下立石 三重県久居市明神町2609-3 (施)久居市森町2343	中		破碎	H16.10.6	2	4	64800
44	2424061374	H12.7.17	(株)エコ・プランニング・ オカヤマ	059-255-3125	5141101	三重県久居市明神町2609-3 (施)久居市森町2343	中		焼却	H17.7.16	2	4	61374
45	2424035812	H13.3.29	(株)吉野興産	059-255-0770	5141138	-1 三重県飯南郡飯南町向粥見742 (施)飯南郡飯南町向粥見字山下 三重県伊勢市勢田町612-7 (施)多気郡明和町大字山大淀字 瀬山	中		破碎	H18.3.28	2	4	35812
46	2426074375	H13.1.23	小坂義美	059832-2824	5151412	三重県飯南郡飯南町向粥見742 (施)飯南郡飯南町向粥見字山下 三重県伊勢市勢田町612-7 (施)多気郡明和町大字山大淀字 瀬山	中		破碎	H18.1.22	2	6	74375
47	2426058542	H11.3.2	(株)世古口建設 南勢処分場	0596-24-9955	5160035	三重県伊勢市勢田町612-7 (施)：多気郡明和町大字山大淀 字瀬山131-2	中		破碎	H16.3.1	2	6	58542
48	2426058542	H11.3.2	(株)世古口建設 南勢処分場	0596-24-9955	5160035	三重県伊勢市勢田町612-7 (施)：多気郡明和町大字山大淀 字瀬山131-2	中		焼却	H16.3.1	2	6	58542
49	2426058541	H11.1.18	伊藤砂利(有)	05988-5-0202	5192424	0-6	中		破碎：同場所	H16.1.17	2	6	58541

50	2426051808	H9.12.26	松阪興産(株)	0598-51-0211 (施)05983-7-2311	5150005	三重県松阪市鎌田町253-5 (施)多気郡多気町前村字北フタゴ	中	破碎	H14.12.25	2	6	51808
51	2426008028	H12.12.7	鈴木建材(有)	0598-28-2136	5150204	三重県松阪市柳田町771 (施)松阪市柳田町字東浦775.776-1	中	破碎	H17.12.6	2	6	8028
52	2426000712	H12.2.25	(株)中川建設	0598-59-0400	5150082	三重県松阪市魚見町630-2	中	破碎	H16.12.20	2	6	712
53	2427078850	H13.8.1	石川昭一			三重県度会郡南島町村山95	中	破碎	H18.7.31	2	7	78850
54	2427077460	H13.6.6	(有)山川商事			三重県度会郡南勢町斎田89-1	中	破碎	H18.6.5	2	7	77460
55	2427051655	H13.7.9	渡辺砂利(有)	0596-23-0725		三重県度会郡小俣町本町96 三重県度会郡大宮町大字永会39 (施)度会郡大宮町大字野添字桂822	中	破碎	H18.7.8	2	7	51655
56	2427046179	H13.2.7	中倉土建(株)	05988-3-2958	5192734	三重県度会郡大宮町大字永会39 (施)度会郡大宮町大字野添字桂822	中	焼却	H14.3.30	2	7	46179
57	2427046179	H13.2.7	中倉土建(株)	05988-3-2958	5192734	三重県度会郡大宮町大字永会39 (施)度会郡大宮町大字野添字桂822	中	破碎	H14.3.30	2	7	46179
58	2427046179	H13.2.7	中倉土建(株)	05988-3-2958	5192734	三重県度会郡大宮町大字永会39 (施)度会郡大宮町大字野添字桂812、813	中	破碎	H14.3.30	2	7	46179
59	2427031244	H12.6.23	伊勢舗装工業(株)	0596-58-6396	5190403	三重県度会郡玉城町岩出397-1	中	破碎	H17.6.22	2	7	31244
60	2427014557	H11.9.21	梅田建設(有)	0596-23-2929	5160044	三重県伊勢市前山町999	中	破碎(木くずについては移動式)	H14.7.27	2	7	14557
61	2427014557	H11.9.21	梅田建設(有)	0596-23-2929	5160044	三重県伊勢市前山町999	中	焼却	H14.7.27	2	7	14557
62	2427010966	H9.7.3	中勢産業(株)	0596-25-0205	5160017	三重県伊勢市神久5-7-68 (施)伊勢市丹座町字野田崎	中	焼却	H14.7.2	2	7	10966
63	2427010966	H9.7.3	中勢産業(株)	0596-25-0205	5160017	三重県伊勢市神久5-7-68 (施)伊勢市丹座町字野田崎	中	破碎	H14.7.2	2	7	10966
64	2427010618	H13.1.23	(有)山本建材	05994-5-3608	5170503	三重県志摩郡阿児町立神3412 東京都区港区新橋1-6-5 (施)志摩郡磯部町穴川字土橋	中	破碎	H18.1.22	2	7	10618
65	2427000280	H12.12.22	日本道路(株)	03-3571-4891	1050004	三重県鳥羽市安楽島町1394-2 (施)鳥羽市白木町字高ノ	中	破碎	H17.12.21	2	7	280
66	2426072596	H12.9.18	丸又鋳業(株)	0599-25-6017	5170021	三重県志摩郡阿児町甲賀4541-1	中	破碎	H17.9.17	2	6	72596
67	2447001181	H13.6.1	(有)出馬重機	05994-5-3305	5170505	三重県上野市平野樋之口277-1 (施)阿山郡伊賀町大字柘植町字烏山4956-5	中	破碎	H17.8.19	4	7	1181
68	2428069978	H12.6.27	余野部建材(株)	0590-21-1186	5180802	大阪府藤井寺市藤井寺1-1-17 (施)阿山郡大山田村大字真泥字東山	中	破碎	H17.6.26	2	8	69978
69	2428066467	H12.1.13	(株)大栄工業	0729-52-6111	5830024	三重県上野市治田3625-8 (施)上野市治田字北福沢3604	中	破碎	H17.1.12	2	8	66467
70	2428045419	H9.2.4	(株)コンポストジャパン	0595-20-2202	5181155	三重県名張市夏見3147-2 (施)名張市夏見1439-10	中	発酵	H14.2.3	2	8	45419
71	2428043791	H8.12.12	高橋建設(株)	0595-63-1155	5180441	三重県名張市夏見3147-2 (施)名張市夏見1439-10	中	破碎	H13.12.11	2	8	43791
72	2428038865	H8.12.20	(株)協和林業	0595-63-2246	5180752	103	中	破碎	H13.12.19	2	8	38865
73	2428007007	H13.6.5	(株)サイセイ	0595-45-6514	5191402	038	中	破碎	H15.8.5	2	8	7007
74	2428005138	H13.7.2	(株)クシアース・ジャパン	0595-24-0317	5180025	三重県上野市西高倉6341	中	石灰処理による肥料化... 廃牛乳に化	H18.7.1	2	8	5138
75	2428005138	H13.7.2	(株)クシアース・ジャパン	0595-24-0317	5180025	三重県上野市西高倉6341	中	石灰処理による肥料化... 廃牛乳に化	H18.7.1	2	8	5138
76	2428002355	H12.3.2	(株)リサイクルセンター 伊賀上野	0595-20-1585	5181152	三重県上野市予野字尼谷2532-1	中	破碎	H17.3.1	2	8	2355
77	2428002354	H9.4.17	廣嶋建材(株)	0595-21-3936	5180013	三重県上野市東条婦之鳥208-1	中	破碎	H14.4.16	2	8	2354
78	2428001182	H9.12.14	(株)名張環境センター	0595-68-2518	5180413	79	中	焼却	H14.12.13	2	8	1182
79	2428001182	H9.12.14	(株)名張環境センター	0595-68-2518	5180413	79	中	焼却	H14.12.13	2	8	1182
80	2448004947	H11.3.8	(株)ヤマゼン	0744-22-4140 (営)0595-20-2131	6340007	奈良県橿原市葛本町290 (施)干518-1155 上野市治田字*ノ木2441-1	中	破碎 1 自動車等破 砕物を含む	H16.3.7	4	8	4947
81	2448004487	H12.6.13	三重中央開発(株)	0595-20-1119	5181152	三重県上野市予野字鉢屋4713 (施)上野市予野字鉢屋4606他	中	破碎	H17.6.12	4	8	4487
82	2448004487	H12.6.13	三重中央開発(株)	0595-20-1119	5181152	三重県上野市予野字鉢屋4713 (施)上野市予野字鉢屋4606他	中	焼却	H17.6.12	4	8	4487

83	2429072140	H12.8.25	東幸生	05974-7-5555	5193204	三重県北牟婁郡紀伊長島町東長島 1 1 1 6 - 1 (施)北牟婁郡海 山町大字上里字坂の下 1 5 - 6 0	中		破碎
84	2429071302	H12.7.12	稲葉産業(有)	05974-7-4761	5193204	三重県北牟婁郡紀伊長島町東長島 3 3 - 4 9 (施)北牟婁郡海山 町相賀字蟹谷 1 7 4 8 - 1	中		破碎
85	2429066481	H13.2.7	(有)カミジ建設 (有)ナカミチ建機	05979-2-0264	5195202	三重県南牟婁郡御浜町大字志原 1752-2 (施)南牟婁郡御浜町大 字志原市ノ木山谷1746	中		破碎
86	2429055072	H12.8.16	サービス	0735-32-0696	5195712	三重県南牟婁郡紀宝町神内 1 2 6 1 - 2	中		焼却
87	2429055072	H12.8.16	(有)ナカミチ建機 サービス	0735-32-0696	5195712	三重県南牟婁郡紀宝町神内 1 2 6 1 - 2	中		破碎
88	2429046724	H9.3.31	(株)オー・シー・エス	05972-2-9222	5193657	三重県尾鷲市倉ノ谷町 1 - 3 (施)尾鷲市大字南浦字川ノ奥矢所	中		焼却
89	2429030899	H12.6.6	(株)石橋石材	05979-2-2735 (施) 05979-2- 2247	5195204	三重県南牟婁郡御浜町大字 阿田和 5 1 8 4 - 1 (施)南牟婁郡御浜町大字柿原字 中山 1 2 6 0	中		破碎

H17.8.24	2	9	72140
H17.7.11	2	9	71302
H18.2.6	2	9	66481
H15.8.24	2	9	55072
H15.8.24	2	9	55072
H14.3.30	2	9	46724
H17.6.5	2	9	30899